



思い出を胸に未来へ...



写真：金江津中学校卒業式から

<主な内容>

- 町予算の概要をお知らせします(平成26年度) P 2~4
- 障害福祉サービス・制度のお知らせ..... P 6~7
- 平成26年度および平成27年度の
後期高齢者医療保険料率が決まりました..... P 10
- 生涯学習のとびら..... P 18~19

◆ 定例相談 ◆

心配ごと相談

日時 5月1日(木) } 午前10時~正午
5月15日(木) }
場所 第2地区共同利用施設(福祉センター隣)
※弁護士相談(要予約)
問合せ先 河内町社会福祉協議会
☎84-2830

教育相談

日時 月・水・木曜日 午前9時~正午
場所 教育委員会事務局
問合せ先 ☎84-3322 FAX84-4730

成田空港に関する相談

日時 月~金曜日 午前10時~午後4時
問合せ先 茨城地域相談センター
☎84-5017

※相談センター移転に伴い、現在、窓口業務は一時的に北地域相談センター(成田市花崎町750-1千葉交通ビル3階)にて承っております。

交通事故相談

日時 月~金曜日
午前9時~正午 午後1時~4時45分
弁護士相談 第1・第3水曜日
午後1時~4時(要予約)
場所 土浦合同庁舎 本庁舎3F
問合せ先 県南地方交通事故相談所
☎029-823-1123

◆ 交通事故発生状況 ◆

町内の交通事故2月発生状況(累計)

発生件数(人身事故)	1件(3)
死者数	0人(0)
負傷者数	2人(4)

竜ヶ崎警察署調べ

◆ 戸籍の窓 ◆

おめでた	4人	転入	14人
おくやみ	10人	転出	17人

◆ 人口・世帯 ◆

平成26年3月1日現在

人口	9,888人	(-9)
男	4,853人	(-6)
女	5,035人	(-3)
世帯数	3,414世帯	(+1)

◆ TELガイド ◆

役場	☎84-2111 教育委員会 学校教育G ☎84-3322
	☎84-4357 事務局 生涯学習G ☎84-2843 (公民館)
水道事務所	☎84-2361 福祉センター ☎84-3699
つつみ会館	☎86-2090 保健センター ☎84-4486
地域包括支援センター	☎60-4071 防災かわち (音声案内) ☎84-2212
社会福祉協議会	☎84-2830 シルバー人材センター ☎84-5455

◆ 休日診療当番医(4・5月) ◆

稲敷地区		龍ヶ崎地区	
4月			
6日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	渡利耳鼻咽喉科医院 ☎62-4133	村井医院 ☎62-3380
13日	宮本病院 ☎029-979-2114	野上小児科医院 ☎65-3375	北竜耳鼻咽喉科クリニック ☎95-3387
20日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	うちだ医院 ☎64-8821	飯野クリニック ☎60-2323
27日	鈴木クリニック ☎029-892-3640	いしかわクリニック ☎62-0378	さくらクリニック ☎65-1211
29日	古橋医院 ☎029-978-3770	松葉クリニック ☎65-7282	竜ヶ崎医院 ☎62-0550
5月			
3日	佐倉クリニック ☎029-892-7011	牛尾病院 ☎66-6111	セントラル腎クリニック龍ヶ崎 ☎62-1212
4日	角崎クリニック ☎029-787-6030	八代内科医院 ☎64-1710	いがらしクリニック ☎62-0936
5日	江戸崎眼科 ☎029-892-0262	みやお外科整形外科クリニック ☎62-3761	山村医院 ☎66-0555
6日	いわき内科クリニック ☎029-875-5100	山本医院 ☎66-3348	野村医院 ☎62-6561
11日	江戸崎ひかりクリニック ☎029-834-5777	中村クリニック ☎64-6655	秋本脳神経外科 ☎64-3311
18日	いなしきクリニック ☎029-892-3372	菊地整形外科 ☎64-6111	横田医院 ☎62-0047
25日	ゆはらクリニック ☎029-894-2002	細井クリニック ☎66-2000	松本クリニック ☎62-4747

※休日当番医は変更することがあります。診療を受ける際は、必ず電話でご確認ください。

県救急医療情報システム：24時間お医者さんを探すことができます。

救急医療情報コントロールセンター ☎029-241-4199
ホームページ：<http://www.qq.pref.ibaraki.jp/>
救急医療情報システム
携帯サイト：<http://qq.pref.ibaraki.jp/kt/>

◆ ごみ収集日(5月) ◆

資源回収日	燃えないごみ収集日
A地区 13・27 C地区 20	A地区 10 C地区 24
B地区 8・22 D地区 1・15・29	B地区 10 D地区 24
燃えるごみ収集日	
粗大ごみの予約収集日	5月中の予約→6月7日
全地区 毎週月・水・金曜日	



町民一人当たりの町税額
約 8.1 万円
町民一人当たりの歳出額
約 37.6 万円
(平成26年3月1日現在9,888人)

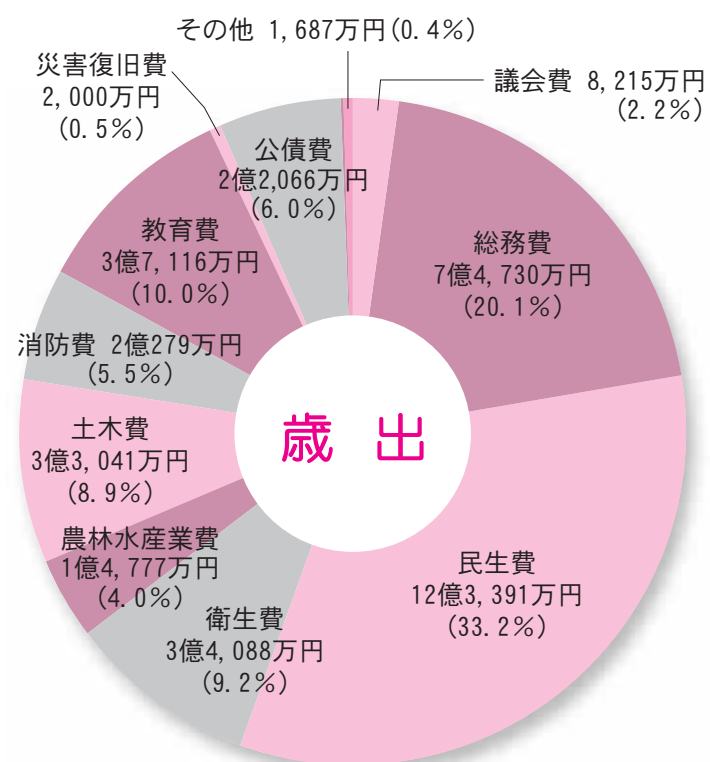
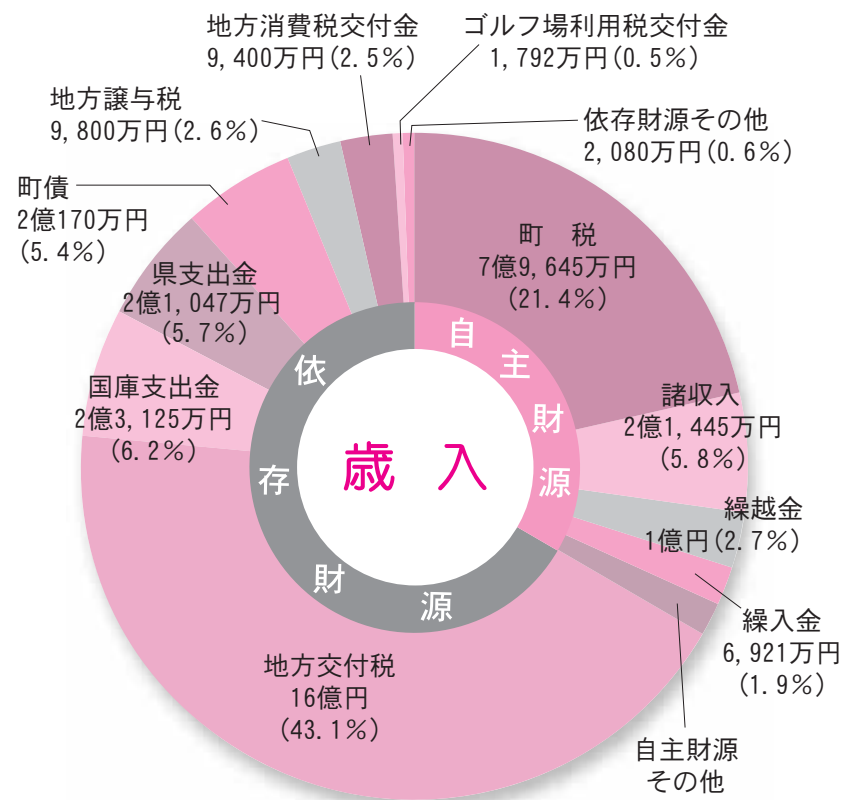
町税内訳

町民税	3億7,434万円
固定資産税	3億4,681万円
軽自動車税	2,730万円
たばこ税	4,800万円

自主財源その他内訳

分担金及び負担金	3,154万円
使用料及び手数料	2,772万円
財産収入	34万円
寄附金	5万円

◆議会費	8,215万円
◆総務費	7億4,730万円
総務管理費	5億4,400万円
徴税費	1億1,739万円
戸籍住民基本台帳費	7,413万円 など
◆民生費	12億3,391万円
社会福祉費	8億4,946万円
児童福祉費	3億8,404万円 など
◆衛生費	3億4,088万円
保健衛生費	1億4,318万円
清掃費	1億9,770万円
◆農林水産業費	1億4,777万円
◆商工費	1,187万円
◆土木費	3億3,041万円
土木管理費	6,105万円
都市計画費	2億3,185万円 など
◆消防費	2億2,279万円
◆教育費	3億7,116万円
教育総務費	1億4,144万円
小学校費	6,932万円
中学校費	5,694万円
社会教育費	5,699万円
学校給食費	6,991万円 など
◆災害復旧費	2,000万円
◆公債費	2億2,066万円
◆予備費	500万円



河内町の予算の概要をお知らせします

今年度の一般会計予算は

37億1,690万円

平成26年度の河内町予算が成立しましたのでお知らせします。一般会計予算の総額は37億1,390万円、前年度と比較して2,077万円(0.6%)の減となっております。(千円以下端数処理)
限られた財源を最大限活用し、「太陽が光りかがやく水とみどりの調和した安心して暮らせるまち河内」の実現に向けた予算編成を行いました。

【一般会計歳入】
一般会計の歳入構成については、地方交付税、町税で歳入全体の64.5%を占めており、続いて国庫支出金6.2%、諸収入5.8%、県支出金5.7%の順となっております。前年度当初予算と比較すると国庫支出金、県支出金、地方消費税交付金等が増額となり、一方で町税、繰越金、町債等が減額となっております。

町税予算額は、7億9,645万円、前年度比4.0%減となり、個人住民税や軽自動車税が増額になる一方、昨年に引き続き固定資産税の減額が見込まれる中で、前年度実績を

踏まえ堅実に計上したものであります。また、本町の大きな収入源となっている地方交付税は、16億円で前年度同額となり、平成26年度地方財政対策についての概要を踏まえ試算したものであります。

【一般会計歳出】
歳出予算については、最も構成比の高いものは民生費の33.2%、以下総務費20.1%、教育費10.0%、衛生費9.2%の順となっております。前年度当初予算と比較すると民生費、商工費等が増額となり、一方で衛生費、土木費、公債費等が減額しております。

新規事業としては、消費税率の引上げに伴い交付される「臨時福祉給付金事業費」で4,320万円、「子育て世帯臨時特例給付金事業費」で920万円を計上しております。

また、生活環境改善事業(民家防音)、コミュニティバス運行事業、次世代育成支援金、町道整備事業等についても引き続き計上しております。

予算の概要

稲敷地方広域市町村圏事務組合からのお知らせ

◆平成26年度予算について

一般会計

(単位：千円、%)

歳入			歳出		
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
分賦金および負担金	3,394,641	71.5	議会費	2,875	0.1
使用料および手数料	6,100	0.1	総務費	78,812	1.7
国庫支出金	28,000	0.6	消防費	4,541,841	95.6
財産収入	48	0.0	公債費	125,472	2.6
寄附金	1	0.0	予備費	900	0.0
繰入金	80,000	1.7			
繰越金	10,000	0.2			
諸収入	9,210	0.2			
組合債	1,221,900	25.7			
合計	4,749,900	100.0	合計	4,749,900	100.0

特別会計

(単位：千円、%)

老人ホーム特別会計			水防事業特別会計		
項目	予算額	構成比	項目	予算額	構成比
分賦金および負担金	92,190	81.3	分賦金および負担金	8,048	82.1
使用料および手数料	108	0.1	財産収入	722	7.4
財産収入	13	0.0	繰入金	400	4.1
寄附金	1	0.0	繰越金	500	5.1
繰入金	20,000	17.6	諸収入	130	1.3
繰越金	1,000	0.9			
諸収入	88	0.1			
合計	113,400	100.0	合計	9,800	100.0
民生費	113,300	99.9	水防費	9,700	99.0
予備費	100	0.1	予備費	100	1.0
合計	113,400	100.0	合計	9,800	100.0

◆平成25年 消防ミニ白書

火災

平成25年中の火災発生件数は、管内全域で93件発生し、昨年と比較しますと13件の増でした。

火災が原因で4名の尊い命が失われ、6名の方が負傷しています。

出火原因ワースト3

- 1 放火(疑い) 24件
- 2 たき火 8件
- 3 コンロ(天ぷら) 6件

市町村別発生状況

龍ヶ崎市	31件
牛久市	16件
稲敷市	22件
利根町	7件
河内町	5件
美浦村	12件
火災件数	93件

火災種別発生状況

建物	51件
林野	6件
車両	11件
その他	25件
火災件数	93件

救急・救助

平成25年中の救急出動件数は10,653件で、昨年より626件増加しました。

救急種別では、急病が7,101件と最も多く、次いで一般負傷1,366件、交通事故1,113件、転院528件、その他545件でした。

救助出動件数は153件(昨年より16件増)で、救助種別では、交通事故72件、火災事故32件、その他が49件でした。

市町村別救急出動件数

龍ヶ崎市	3,322件
牛久市	3,100件
稲敷市	2,299件
利根町	636件
河内町	495件
美浦村	797件
圏域外	4件
出動件数	10,653件

傷病者程度別搬送状況

軽症	5,641件
中等症	3,403件
重症	825件
死亡	222件
その他	9件
搬送人員	10,100件

住宅用火災警報器の設置はお済みですか。

救急車の適正利用にご協力ください。

◆問合せ先◆ 稲敷地方広域市町村圏事務組合 TEL 64-3741(代) <http://www.inashiki-kouiki.jp/>

○福祉・保健の向上

地域福祉	
・町社会福祉協議会補助金	2,977万円
児童福祉	
・子ども園運営費	2億2,782万円
・子ども手当	1億2,203万円
・次世代育成支援金	1,507万円
・放課後児童健全育成事業(児童クラブ)	887万円
高齢者福祉	
・老人保護措置費	456万円
・シルバー人材センター運営補助金	430万円
・敬老福祉大会事業	240万円
障害者福祉	
・障害福祉サービス費	1億5,457万円
・自立支援医療更生医療費	509万円
・日中一時支援事業	249万円

保健・医療

・医療福祉費(マル福)	5,887万円
・予防接種業務(日本脳炎、インフルエンザ等)	2,630万円
・健康づくり推進事業(基本健診等)	1,468万円
・妊婦乳児健康診査業務	480万円
・病院群輪番制病院運営費	275万円

○教育・文化の向上

学校教育	
・給食調理業務委託	3,190万円
・スクールバス運行事業(小学校)	1,482万円
・外国人講師派遣業務(小中学校)	807万円
・中学生海外派遣視察研修	340万円
青少年の健全育成	
・子ども教室推進費	105万円
伝統文化・地域文化	
・かわちフェスタ補助金	600万円

○生活環境の向上

ごみ処理	
・龍ヶ崎地方塵芥処理組合分担金	1億3,746万円
・塵芥処理収集事業	2,350万円
・新清掃工場関連施設分担金	620万円
し尿処理	
・龍ヶ崎地方衛生組合分担金	2,576万円
・合併処理浄化槽設置整備事業	780万円
消防・防災	
・稲敷地方広域市町村圏事務組合消防費負担金	1億3,875万円
・消防デジタル無線整備費負担金	813万円
・庁舎特別負担金	665万円
航空機騒音対策	
・生活環境改善事業(民家防音工事)	6,705万円
・生活環境改善事業(民家防音維持管理)	2,955万円

○まちなちの特性を活かした産業の振興

農業の振興	
・国営新利根川沿岸地区農業水利事業負担金	1,766万円
・水田農業構造改革対策町単独奨励金	1,710万円
・基幹水利施設管理費	925万円
・農道舗装事業負担金	717万円
商業の振興	
・町商工会補助金	590万円

○まちづくりの基盤整備

道路・交通	
・町道整備事業	3,000万円
・道路災害復旧事業	2,000万円
・コミュニティバス運行事業	771万円

○その他

・臨時福祉給付金事業	4,320万円
・子育て世帯臨時特例給付金事業	920万円

平成26年度予算総括

会計区分	平成26年度	平成25年度	比較	増減率(%)	
一般会計	37億1,390万円	37億3,467万円	▲2,077万円	▲0.6	
特別会計等	◇国民健康保険特別会計	13億5,995万円	13億4,263万円	1,732万円	1.3
	◇介護保険特別会計	9億1,904万円	9億3,807万円	▲1,903万円	▲2.0
	◇介護サービス事業特別会計	664万円	673万円	▲9万円	▲1.3
	◇後期高齢者医療特別会計	9,125万円	8,896万円	229万円	2.6
	◇下水道事業特別会計	3億1,596万円	3億2,293万円	▲697万円	▲2.2
	◇水道事業会計				
	収益的収入及び支出	2億6,627万円	2億5,005万円	1,622万円	6.5
	資本的収入	56万円	162万円	▲106万円	▲65.4
	資本的支出	9,989万円	5,900万円	4,089万円	69.3

主な事業概要

障害福祉サービス・制度 のお知らせ

障害のある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています。(主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります。)

これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により、介護保険制度が優先されるものがあります。

なお、本人・家族の課税状況等に応じて、費用の一部負担がある場合や、サービスそのものが受けられない場合もあります。(障害の程度においても、受けられないサービスがあります。)

また、**法律の改正により平成25年4月から難病等にかかっている方も障害福祉サービス等が利用できるようになりました。(病種等の条件があります。)**

詳しくは、福祉課障害福祉係までご相談ください。

◇手帳制度

身体障害者手帳	対象者	視覚、聴覚、平衡機能、音声言語機能、そしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能および小腸機能、肝臓機能に永続する障害がある者。
	内容	障害の程度により手帳の等級には1級～6級までの区分があります。同一等級の障害が2つ以上ある場合、手帳は一級上になる場合があります。
	援護内容	補装具・日常生活用具の給付、税金の控除および減免等。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
療育手帳	対象者	児童相談所(18歳未満)または、茨城県福祉相談センター(18歳以上)において知的障害者と判断された者。(知的機能の障害が、おおむね18歳までにあらわれた者。)
	内容	IQ等の判定により、①(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の区分があります。
	援護内容	特別児童扶養手当の受給(20歳未満)、障害児福祉手当の受給(20歳未満)、在宅障害児福祉手当の受給(20歳未満の障害児福祉手当未受給者)、税金の控除および減免、医療福祉費支給制度の適用等。
	有効期限	療育手帳に記載されている次の判定年月まで。(更新には再判定が必要となります。)
精神保健福祉手帳	対象者	精神の疾患により、日常生活や社会生活に制約がある者。
	内容	1級～3級まであります。1級および2級は国民年金の障害基礎年金の1級および2級とほぼ同程度です。
	援護内容	税金の控除および減免、県立施設入場料の減免等。
	有効期限	2年間(更新が必要な時には有効期限の切れる3か月前から更新申請ができます。)

◇障害者総合支援法

障害者福祉サービス	内容	身体・知的・精神に障害のある者(手帳所持者)、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者に対して、ホームヘルパーの派遣・デイサービス・短期入所の利用、施設等への入所・通所による訓練等のサービス。(介護保険制度が優先となります。)
	費用	利用料の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)
自立支援	内容	身体障害の更生に必要な医療や、精神疾患の治療を受けるための医療の医療費の助成。
	費用	医療費が1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)

◇補装具の購入・修理

対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者で、その障害の程度に応じた判定の結果、補装具が必要と認められた者。(介護保険制度が優先となります。)
種類	視覚障害 ：盲人安全杖、義眼等。 聴覚・言語機能障害 ：補聴器等。 肢体不自由 ：義肢、装具、車いす等。
費用	基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)

◇日常生活用具の給付・貸与

対象者	在宅の自力で日常生活を営むことが困難な重度の身体障害者(児)、心身障害者(児)、または難病等にかかっており一定の条件を満たす者。(介護保険制度が優先されるものがあり、障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
種類	盲人時計、特殊マット、自動消火器、人工喉頭、ストマ用具、点字器、聴覚障害者用屋内信号装置、動脈血中酸素飽和度測定器等。
費用	基準額の1割負担となります。(世帯の課税状況により、ひと月の上限額が決定されます。)

◇福祉手当の支給

特別児童扶養手当	対象者	心身に著しく障害のある20歳未満の児童の生活に役立てるために、その児童を家庭で養育している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	1級/月額49,900円 2級/月額33,230円
	支給制限	受給者とその扶養義務者について一定以上の所得があった場合は支給されません。なお、児童が福祉施設等に入所している場合や児童が障害による公的年金を受けるときは支給されません。
特別障害者手当	対象者	在宅で心身に著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額26,000円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。施設に入所しているとき、または医療機関に3か月を超えて入院しているときは支給されません。
障害児福祉手当	対象者	在宅で心身に重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額14,140円
	支給制限	受給者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合は支給されません。障害による公的年金を受けるとき、または施設に入所しているときは支給されません。
在宅障害児福祉手当	対象者	心身に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護している者。(障害の種類・等級等に一定の条件があります。)
	支給額	月額3,000円
	支給制限	施設に入所しているとき、または障害児福祉手当を受給しているときは支給されません。

◇自動車税・自動車取得税の免除

条件	心身に障害のある者が使用(所有)する自動車、もしくはその者と生計を一にする者が使用(所有)する自動車などで、一定の条件を満たす場合に対象となります。(障害者1人につき1台)
----	--

◇有料道路通行料金の減免

条件	身体障害者本人が運転するか、重度の身体障害者・知的障害者が乗車し介護者が運転する車1台(自家用に限ります。のみ、有料道路を利用する際に通行料金が半額免除となります。)
----	---

◇NHK受信料の減免

条件	身体障害者・知的障害者・精神障害者が属する世帯で、その世帯全員が町民税非課税である場合は全額免除。視覚障害者・聴覚障害者が世帯主の場合や身体障害者・知的障害者・精神障害者のうち重度の障害者が世帯主の場合は半額免除となります。
----	--

◆問合せ先◆ 福祉課 障害福祉係 TEL 84-2111 (内線175)

☆国民健康保険からのお知らせ
70歳から74歳の方の医療費負担が見直されます。

70歳から74歳の方の窓口負担は、法律上2割となつていますが、特例措置でこれまで1割負担とされてきました。平成26年度から、より公平な仕組みとするため、この特例措置が見直されることとなりました。

見直しに当たっては、高齢の方の生活に大きな影響が生じることのないよう、平成26年4月2日以降70歳の誕生日を迎える方から段階的に実施されることとなりました。

◆平成26年4月2日以降に70歳の誕生日を迎える方
(誕生日が昭和19年4月2日以降の方)
・70歳の誕生日の翌月(ただし、各月1日が誕生日の方はその月)の診療から、窓口負担が2割になります。(例えば、平成26年4月2日～5月1日に70歳の誕生日を迎える方は、5月の診療から2割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。

・なお、窓口負担には毎月の負担上限額が定められていますが、70歳から2割負担となる方は、69歳までと比べて上限額が下がります。

◆平成26年4月1日までに70歳の誕生日を迎えた方
(誕生日が昭和19年4月1日までの方)
・平成26年4月以降も医療費の窓口負担は1割のまま変わりません。
(平成26年3月2日～4月1日に70歳の誕生日を迎える方は、これまでの3割負担から1割負担になります。)

※一定の所得がある方は、これまでどおり3割負担です。
・窓口負担の毎月の負担上限額も変わりません。

◆問合せ先
町民課 国保老人保健係
TEL 84-2111
(内線182・186)

河内町内小・中学校等の放射線量率測定結果 (平成26年3月12日測定)
(単位マイクロシーベルト/時)

施設名	測定場所	測定時刻	天候	測定値	
				地上0.5m	地上1m
河内町役場	駐車場	8:30	晴れ		0.064
生板小学校	校庭	7:30	曇り	0.104	
みずほ小学校	校庭	9:00	晴れ	0.095	
金江津小学校	校庭	9:00	晴れ	0.091	
河内中学校	校庭	8:00	晴れ		0.110
金江津中学校	校庭	7:30	晴れ		0.103
かわち認定こども園	園庭	9:40	晴れ	0.093	0.096
かなえつ認定こども園	園庭	9:20	晴れ	0.090	0.088

※放射線量率測定の結果は、1日のうち屋外に8時間、屋内に16時間滞在するという生活パターンを仮定(注)して、年間の被ばく線量が1ミリシーベルトより低い値です。
(注)年間の被ばく線量が1ミリシーベルトとなる放射線量率は0.23マイクロシーベルト/時間です。

◆問合せ先 総務課 TEL 84-2111 / 教育委員会事務局 TEL 84-3322

☆広報紙に掲載された写真をお分けします(データで)。

◆申込方法
1. 電子メールで、hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp宛て、件名を「写真希望」とし、本文に①氏名、②住所、③電話番号、④掲載月、⑤掲載ページ、⑥「○○○」が写っている写真、と明記してメールしてください。
※画像サイズは約1MBから3MB程度です。
2. 電子媒体を秘書広聴課まで持参してください。
(CD-R、MOなど)

★広報紙に関するご意見・ご要望、ご提案などがありましたら郵便またはメールでお送りください。

◆問合せ先
〒300-1392
河内町源清田1183
河内町役場 秘書広聴課
TEL 84-2111(内線103)
E-mail: hisho@town.ibaraki-kawachi.lg.jp

☆平成26年度国民年金保険料のお知らせ

国民年金の最大のメリットは、基礎年金の給付の2分の1が税金でまかなわれているため、支払った保険料を上回る給付を受けられることです。厚生労働省の試算では2000年生まれの人でも納めた保険料の1.5倍となります。

また国民年金は老後のサポートだけでなく、加入中も「障害基礎年金」や「遺族基礎年金」が支給されるなど私たちの暮らしを手厚く守ってくれています。

しかし、保険料を納付期限までに納めていないと年齢基礎年金の年金額が低くなり、3つの基礎年金が受けられなくなる恐れがあります。

平成26年度の保険料は、月額15,250円です。日本年金機構から4月上旬に送られてくる1年分の「納付書」で翌月の末日までに納めます。納め先は金融機関・郵便局・コンビニの窓口となります。また、ほとんどの金融機関で口座振替もできます。

4月から社会人になる方で、国民年金第1号被保険者(20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業者、フリーター、無職者等)の方であつて、保険料の納付が困難なときは、納付が免除・猶予される制度があります。ご相談ください。

◆問合せ先
土浦年金事務所
TEL 029-824-7121
町民課 年金医療福祉係
TEL 84-2111(内線181)

在宅介護慰労金支給事業が変更になりました。

介護保険法における要介護3以上(要介護3の場合は、住民税非課税世帯)に認定された者を介護している方で、次の支給要件に該当する方に慰労金が支給されます。

- ◆支給要件
 - ①支給対象者及び被介護者が生計を共にしていること。
 - ②前年度の8月1日から当該年度の7月末日までの期間中継続して4か月間、介護保険サービスの利用および長期入院等をしていないこと。
- ◆慰労金の額
要介護者1人につき3万円
- ◆申請期間
当該年度の8月1日から8月31日まで
- ◆問合せ先
福祉課 高齢福祉係 TEL 84-2111(内線176)

軽自動車税の減免申請のお知らせ

町では、平成26年度軽自動車税の減免申請を受け付けます。昨年度該当されている方も毎年申請が必要となりますので、忘れずに申請してください。

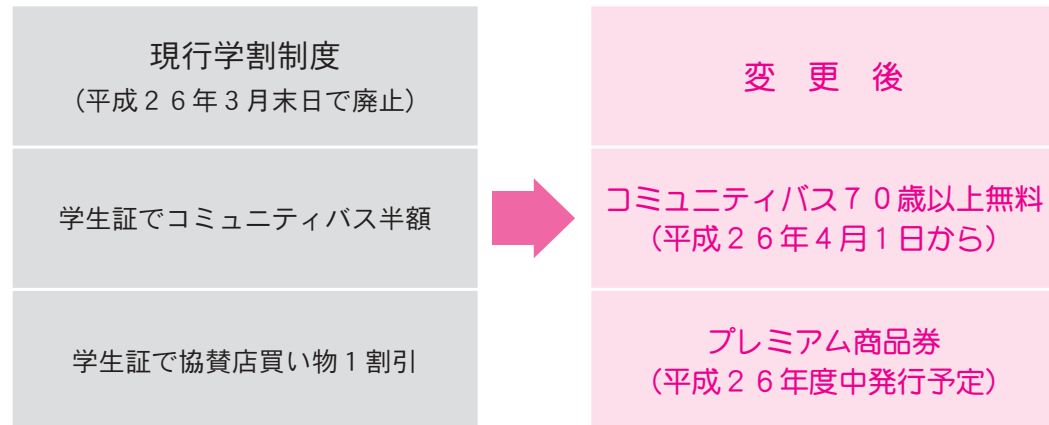
- ◆対象となる軽自動車
 - ・身体または精神に障害を有する者が所有する軽自動車等
 - ・障害を有する者の家族が所有し、専ら障害者等のために使用する軽自動車等
 - ・構造が専ら障害者等の利用に供するためのものである軽自動車等
- ◆申請期間 平成26年4月25日(金)～5月26日(月) ※土・日、祝日を除く
- ◆受付場所 企画財務課窓口
- ◆持参するもの
身体障害者手帳(療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳) / 自動車検査証 / 運転免許証 / 印鑑 / 軽自動車税納税通知書
- ◆留意点
 - ・減免の対象となるのは、障害の区分や等級によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。
 - ・普通車で減免を受けている方は申請できません。
- ◆問合せ先 ◆ 企画財務課 軽自動車税担当 TEL 84-2111 (内線165)

寿大学学割制度廃止のお知らせ

現在行われております寿大学生を対象とした学割制度につきましては、平成26年3月末日をもちまして終了とさせていただきます。

コミュニティバスにつきましては、4月1日から70歳以上の方を無料とし、また、町民誰もが利用できるプレミアム商品券の発行を平成26年度中に予定しています。

皆様方のご理解を賜りますようお願い申し上げます。



◆問合せ先◆ 経済課 TEL 84-2111

平成26年度 および 平成27年度の 後期高齢者医療保険料率が決まりました。

平成26年2月14日(金)に開催された平成26年第1回茨城県後期高齢者医療広域連合議会定例会において、平成26年度および平成27年度の後期高齢者医療保険料率および賦課限度額が次のとおり決定されました。

保険料	平成26・27年度		平成24・25年度(参考)
	均等割額	39,500円	39,500円
所得割率	8.00%	8.00%	
保険料の賦課限度額(上限額)	57万円	55万円	

後期高齢者医療保険料率の見直しについて

後期高齢者医療制度の保険料率は、各都道府県で2年に一度見直しされることとなっています。また、後期高齢者医療制度では、公費が約5割、現役世代からの支援金が約4割、被保険者の後期高齢者医療保険料が約1割を負担することにより、被保険者が受ける医療に係る給付等を行っています。被保険者一人当たりの医療給付費については、年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれるところですが、平成26・27年度の保険料率を決定するに当たっては、保険料調整基金を活用することにより、保険料率の上昇を抑制したため、平成24・25年度から据え置きとなりました。

個人ごとの保険料額の決めかた

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料額} \\ \hline \text{(100円未満切捨て)} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{39,500円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(賦課のもととなる金額)} \\ \hline \times 8.00\% \\ \hline \end{array}$$

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除33万円
 ※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費(公的年金控除額や給与所得控除額など)を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は、収入に含みません。
 ※年度の途中で被保険者になられた方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

平成26年度および平成27年度の保険料の軽減について

【均等割額の軽減】
 世帯の所得水準にあわせて、次のとおり均等割額が軽減されます。

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等が次の場合	均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額
33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯(※その他各種所得がない場合)	9割	3,950円
33万円を超えない世帯	8.5割	5,925円
33万円 + 「24.5万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	5割	19,750円
33万円 + 「45万円 × 世帯の被保険者数」を超えない世帯	2割	31,600円

※収入が公的年金のみの方は、年金収入額から公的年金控除(年金収入額が330万円以下は120万円)を差し引き、65歳以上の方は、さらに高齢者特別控除(15万円)を差し引いて判定します。

【所得割額の軽減】
 保険料の所得割額を負担している方で、基礎控除後の総所得金額等が58万円以下(年金収入のみの方は、その額が153万円から211万円以下)の場合は、所得割額が5割軽減されます。

【その他の軽減】
 後期高齢者医療制度に加入する前に「会社などの健康保険の被扶養者」であった方は、均等割額が9割軽減され、所得割額の負担はありません。(国民健康保険、国民健康保険組合の加入者であった方は該当しません。)

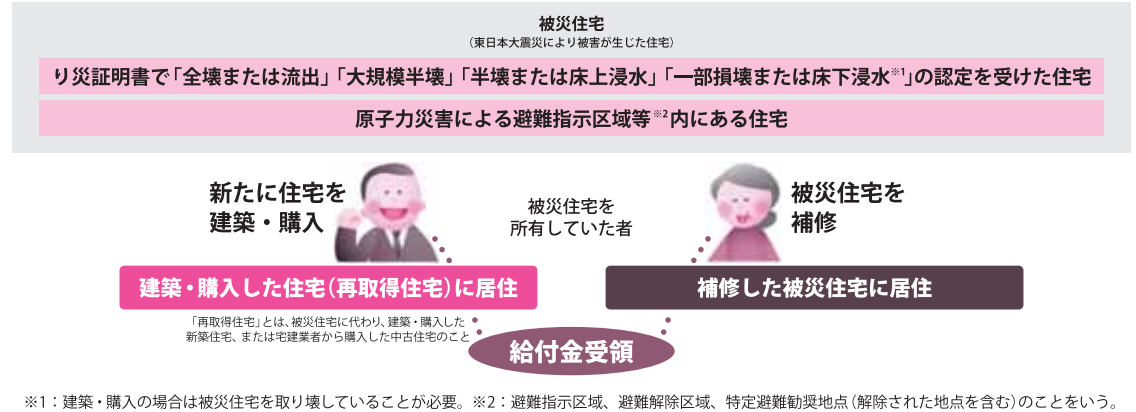
◆問合せ先◆
 ○保険料の計算について 茨城県後期高齢者医療広域連合 事業課 TEL 029-309-1213
 ○保険料の納付について 町民課 国保老人保健係 TEL 84-2111(内線186)

住まいの復興給付金

平成26年4月1日から申請受付を開始

制度の概要

東日本大震災により被害が生じた住宅(以下「被災住宅」という。)の被災時の所有者が、引上げ後の消費税率が適用される期間に、新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる制度です。



※1: 建築・購入の場合は被災住宅を取り壊していることが必要。※2: 避難指示区域、避難解除区域、特定避難勧奨地点(解除された地点を含む)のことをいう。

■問い合わせ先
 住まいの復興給付金事務局
 コールセンター(受付時間: 9:00~17:00/土・日・祝日含む)
 TEL. 0570-200-246 (有料) IP電話等からのご利用 TEL. 022-745-0420 (有料)
 ホームページ http://fukko-kyufu.jp
 お電話の際は、かけ間違いのないようご注意ください。

制度の内容、申請対象等の詳しい情報は、ホームページやホームページからダウンロードしたリーフレット、申請の手引き等でご確認いただくか、コールセンターまでお問い合わせください。

食育だより VOL.43

～こころとからだを育む食育～
1日の活動は朝食が鍵！
体内時計のリズムを大切に

担当課 子育て支援課(担当)・教育委員会事務局・保健センター

春らしい暖かな気候になり、希望に満ちた新年度が始まりました。規則正しい生活のリズムを作るには、夜早く寝て朝早く起きること、しっかり朝ごはんを食べることが大切です。おいしい朝ごはんは1日のエネルギー源となるだけでなく、みんなの笑顔の源です。あらためて、朝ごはんの大切さを考え、生活のリズムを見直しましょう。

早寝・早起き・しっかり朝ごはん!!

朝ごはんをしっかり食べるとこんな良いことが...

- 生活リズムができる
- スタミナがつく
- 頭や体が目覚める
- 体温が上がって元気に動ける
- 朝うんちが出てスッキリ

朝ごはんを食べないと...

- 記憶力が低下する
- 力がでない
- 頭がぼーっとして集中力がなくなる
- 疲れやすい

毎日の食事

をそろえて食べましょう!

主食 主菜 副菜

ご飯・パン・めん 肉・魚・卵 大豆・牛乳 野菜・いも 海藻・きのこ

果物・その他

水分

塩分はひかえめに

あなたの朝食をチェック!

(○・×で答えてください) *家族みんなチェックしてみよう。

- 朝、起きたときに食欲がある。
- 朝食は必ずとっている。
- 朝食は決まった時間にとっている。
- 主食はご飯を食べている。
- バランスを考えたメニューを心掛けている。
- メニューのバリエーションが豊富である。
- 家族と一緒に食べる機会が多い。
- 会話のある食事を中心掛けている。
- ゆっくりよくかんで食べる。
- 毎日、お通じがある。

●判定 ○が0~4: 朝食の大切さを見直して。
 ○が5~8: 栄養のバランスを再チェック。
 ○が9~10: ほぼ完璧、この調子で続けて。

消防庁長官表彰旗を受章

3月5日、東京ニッショーホールで平成25年度消防功労者消防庁長官表彰式が行われ、河内町消防団が表彰旗を受章しました。この表彰旗は、消防庁長官から贈られたもので、長年にわたり災害の防除と消防力の強化に努めてきた活動が認められたものです。今年度は、全国で42機関が受章しました。

また、(財)日本消防協会から竿頭綬も授与されました。13日には、平川団長が役場を訪れ、雑賀町長はじめ関係者に受章の報告をしました。



町内の小中学校で卒業式

3月12日には中学校2校で、19日には小学校3校で卒業式が行われました。

金江津中学校では、校長先生から卒業生に卒業証書が手渡された後、卒業生が保護者に卒業証書を手渡しました。手渡されたお父さんやお母さんは、笑顔はもちろん涙を浮かべている方もいました。

以下は、今年の各学校の卒業生数です。

- ・生板小学校 33名
- ・河内中学校 62名
- ・みずほ小学校 30名
- ・金江津中学校 29名
- ・金江津小学校 28名



河内町清掃大作戦

3月9日、今年度2回目となる「河内町清掃大作戦」が町内全域で実施されました。当日は、早朝から多くの方が参加し、町内のゴミ拾いを行いました。

今回の清掃では、可燃ゴミ950キロ、不燃ゴミ2,990キロ、粗大ごみ220キロの計4,160キロのゴミが集められました。

参加者の皆さん、ご協力ありがとうございました。今後も、私たちの町をきれいにするためにご協力をお願いします。



町スポーツ少年団交流会

2月1日、河内町スポーツ少年団交流会が開催されました。

当日は、団員および指導者64名が参加し、雑賀町長、大野教育長、龍ヶ崎ききょうライオンズクラブ役員の方々からあいさつをいただいた後、つくば市にある茨城県防災航空隊やサイバーダイナスタジオの見学に行きました。



給食食材の放射性物質測定結果 (小中学校、認定こども園)

使用日	品目	生産地等	測定結果 (Bq/kg)			使用給食
			放射性ヨウ素131	放射性セシウム		
				セシウム134	セシウム137	
平成26年2月21日	白菜	茨城県	不検出(<6.89)	不検出(<10.9)	不検出(<10.2)	認定こども園(自園給食分)
平成26年2月27日	菜の花	香川県	不検出(<8.03)	不検出(<14.0)	不検出(<12.4)	小・中学校・認定こども園(委託給食分)
平成26年3月6日	きゅうり	茨城県	不検出(<6.01)	不検出(<10.5)	不検出(<9.43)	小・中学校・認定こども園(委託給食分)
平成26年3月10日	たまねぎ	北海道	不検出(<6.67)	不検出(<11.1)	不検出(<10.1)	認定こども園(自園給食分)
平成26年3月13日	切干大根	宮崎県	不検出(<5.28)	不検出(<9.29)	不検出(<8.41)	小・中学校・認定こども園(委託給食分)
平成26年3月17日	ミニトマト	千葉県	不検出(<7.08)	不検出(<12.1)	不検出(<10.9)	認定こども園(自園給食分)

※「不検出」とは()内で示した「検出限界値」未満であることを表しています。

<測定結果は、随時町のホームページ、教育委員会ホームページに掲載しています。>

町民の快適な健康づくりをめざして 保健センターだより



子宮がん乳がん検診をうけましょう

今年も4月1日から、子宮がん・乳がん医療機関検診の受診券を発行しています。また、11月には子宮がん・乳がん検診の集団検診を実施予定です。

医療機関検診または集団検診を利用して、定期的な受診を心がけ、健康管理に努めましょう。なお、自覚症状のある方は、検診ではなく、保険診療をお願いします。

子宮がん乳がん医療機関検診について

- 受診券の発行期間：平成26年4月1日(火)～平成27年1月30日(金)
- 受診券の有効期限：平成27年2月28日(土)まで
- 申込方法：①保健センター窓口で受診券を発行します。
②医療機関の予約は各自でお願いします。
※年度内に子宮がん・乳がん集団検診を希望する方は受けられません。
- 子宮がん医療機関検診の検査内容・負担金
検査内容：子宮頸部の細胞診
負担金：2,300円(※子宮体がん検査を実施した場合1,500円追加でご負担いただきます。)
- 乳がん医療機関検診の検査内容・負担金

対象年齢	検査内容	負担金
30～39歳の方	乳房エコー	1,100円
40～48歳で偶数年齢の方	乳房エコー + マンモグラフィ2方向	2,600円
41～57歳で奇数年齢の方	乳房エコー	1,100円
50～56歳で偶数年齢の方	乳房エコー + マンモグラフィ1方向	2,100円
58歳上の方	マンモグラフィ1方向(2年に1回)	1,000円

※検診の対象年齢は、平成27年3月31日現在の年齢です。
※検診負担金は、保健センターで申し込み時に徴収します。

花粉症の季節がやってきました

今年も花粉が飛散する季節がやってきました。毎年この季節になると、鼻や目のつらい症状に悩まされている方も多いと思います。花粉予防には、できるだけ花粉を避けることが大切です。症状の悪化予防のためにも日常生活で以下の点に注意しましょう。

- ★花粉の飛散が多い時の外出を控える。
- ★花粉の飛散が多い時は、窓や戸を閉めておく。
- ★花粉の飛散が多い時は、外出時にマスクやメガネを着用する。
- ★外出時には、毛織物など、花粉が付きやすい上着は避ける。
- ★帰宅時、玄関口で衣服や髪についた花粉をよく振り払い室内に入る。
- ★外出後直ちに、洗顔やうがいをし、鼻をかむ。室内の掃除をまめに行う。
- ★花粉情報に注意する。



◆申込・問合せ先◆ 保健センター ☎84-4486 または 84-3682



子育て支援センター
◎かわち認定こども園
かんがるーむ ☎84-2657
◎かなえつ認定こども園
ふれあいランド ☎86-2616

5月の「一緒に遊ぼうタイム」の予定です

日	曜日	かわち認定こども園 かんがるーむ	かなえつ認定こども園 ふれあいランド
1	木	お休み	
2	金	お休み	
3	土	憲法記念日	
4	日	みどりの日	
5	月	こどもの日	
6	火	振替休日	
7	水	お休み	
8	木	お休み	
9	金	お休み	
10	土	お休み	
11	日	お休み	
12	月	いっしょに遊ぼう	お話なにかな
13	火	お話なにかな	いっしょに遊ぼう
14	水	★シール遊びをしよう	開放日
15	木	いっしょに遊ぼう	★シール遊びをしよう
16	金	開放日	いっしょに遊ぼう
17	土	お休み	
18	日	お休み	
19	月	お話なにかな	いっしょに遊ぼう
20	火	いっしょに遊ぼう	身体測定の日
21	水	★ペープサートをつくろう	開放日
22	木	身体測定の日	★小麦粉粘土で遊ぼう
23	金	開放日	お話なにかな
24	土	お休み	
25	日	お休み	
26	月	いっしょに遊ぼう	運動遊びをしよう
27	火	運動遊びをしよう	お話なにかな
28	水	★小麦粉粘土で遊ぼう	いっしょに遊ぼう
29	木	お話なにかな	開放日
30	金	開放日	★ペープサートをつくろう
31	土	お休み	

こんなことをして遊びますよ

- いっしょに遊ぼう**
お友だちやママやパパと一緒に遊びましょう。玩具や遊具を使って遊んだり、外では、お花や虫探しをしましょう。
- お話なにかな**
紙芝居や絵本、今日のお話はなにかな？
楽しい話・うれしい話みんなで聞きましょう。
- 運動遊び**
ジャンプ・ジャンプ・ニギニギボン。
みんなで楽しく体を動かしましょう。
- 開放日**
支援センターやお外で、一緒に遊んだりお話ししたりしましょう。ママ同士パパ同士コミュニケーションの場にしてください。
- 身体測定**
どれくらい大きくなったかな？測ってみましょう。
- 利用時間**
・月曜日～金曜日
(祝日・お盆休み・年末年始の休みを除く)
・「一緒に遊ぼうタイム」は、午前10時～11時です。
・両方の支援センターを利用できます。
・子育て支援センターは、0歳から就学前のお子さんとお家の方が対象です。
★マークの日は準備がありますので、できれば予約の電話をお願いします。



★5月の作って遊ぼう★

★マークの日は『作って遊ぼう』の日です

★シール遊びをしよう

シールやテープを貼ったりはがしたり指先を使った遊びを楽しみましょう。

★ペープサートを作ろう

ちゅうりっぷやちょうちよを作って動かしたり、お歌を歌って遊びましょう。



★小麦粉粘土で遊ぼう

小麦粉で作った粘土で遊びましょう。やわらかで安全な粘土です。



消費生活相談員通信 vol.41

— 今あなたが飲んでいるサプリメントは大丈夫？ 健康食品の虚偽誇大広告にだまされない方法 —

こんにちは。消費生活相談員の松内です。みなさん、健康食品やサプリメントを利用したことはありますか？現在、若者から高齢者まで健康食品を利用する人が増えています。私たちの身近にある健康食品やサプリメントですが、今回は虚偽誇大広告に騙されないようにするにはどうしたらよいかお話ししたいと思います。健康食品やサプリメントの利用は、約3割の人が毎日利用し、過去の利用経験を含めると約8割が利用したことがあるようです。(出典：消費者委員会調査)

私たちが口から摂取するものは、食品と医薬品に分けられ、健康食品は食品に分類されます。健康食品は、国が機能等の表示を許可している保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）と機能等の表示を許可していない「いわゆる健康食品」に分けることができます。錠剤・カプセル状の製品は、医薬品と混合されやすいのですが、まったく異なるものです。医薬品と健康食品の違いは下記を参照ください。

医薬品と健康食品の3つの違い

医薬品	健康食品	医薬品	健康食品
製品としての品質が一定	同じ製品でも品質は一定とは限らない	1. 製品の品質	「同じ名称」でも含有量や原材料により品質が一定ではない。
病気の人が対象	健康な人が対象	2. 科学的根拠の質と量	主に健康者を対象に安全性試験を実施。動物や試験管内のみで評価したものもある。
医師・薬剤師の管理下で利用	選択・利用は消費者の自由	3. 利用環境	製品の選択・利用は消費者の判断であり、自己責任。

健康食品は、「治る」「効く」など医薬品のような効果は表示できません。「いわゆる健康食品」には、保健機能や栄養機能も表示できないため、「利用者の体験談」を使ってその効果がアピールされている場合があります。

健康食品の虚偽誇大広告に騙されないために、利用する際には次のようなことに注意しましょう。「有名人が利用している」「病気が治った」「〇〇賞を受けた」など、過度な期待を抱かせる表現は注意しましょう。これらの表現は、製品の有効性や安全性を保証するものではありません。健康食品は「摂取すれば健康になる」というイメージが強いようですが、安全性や有効性が検証されている製品もあれば、全く検証されていないものもあります。なお、サプリメントは、医薬品と誤解されやすく特定成分の摂取量が多くなるため、健康被害も起こりやすく特に注意が必要です。

また、広告のキャッチコピーや利用者の体験談でなく、自分自身で製品中に含まれている成分の安全性・有効性を調べ、いくつかの商品を比較する時は価格だけでなく、原材料や1日の摂取目安量なども比較しましょう。

健康食品は食品の1つであることをよく認識して補助的に利用し、医薬的な効果を期待して利用しないようにしましょう。健康の保持増進は、健康食品だけでは不可能です。バランスの取れた食事・適度な運動・休養を心がけることが大切です。

- ◆問合せ先 経済課 消費生活相談係 TEL 84-2111 (内線152・153)
- ◆相談日 毎週火曜日 ◆相談時間 午前9時30分～午後4時30分

春の全国交通安全運動

4月6日(日)～4月15日(火)

スローガン：安全は ゆとりの心と マナーから

- 運動の基本 子どもと高齢者の交通事故防止
- 運動の重点 (1) 自転車の安全利用の推進（特に自転車の安全利用五則の周知徹底）
(2) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
(3) 飲酒運転の根絶

交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(木)

地域包括支援センターだより



「シルバーリハビリ体操指導士」 3級養成講習会受講者募集



「シルバーリハビリ体操指導士」の3級養成講習会の日程が決まりましたのでお知らせします。みなさんふるって受講してください♪

- ◆募集人員 20名程度
- ◆申込資格 平成26年4月1日現在満60歳以上で、常勤の職業についていない茨城県民であって、認定後に体操の指導に協力できる方（60歳以上の方が優先となりますが、50歳以上の方でも申し込み可能です）。なお、認定後は地域活動のため当町や指導士会に住所・氏名・電話番号が提供されますのでご了承ください。
※緊急やむを得ない事情を除き、全日程（6日間）に参加できること。
- ◆講習日程

第1回	6月10日(火)	第2回	6月13日(金)	第3回	6月16日(月)
第4回	6月20日(金)	第5回	6月23日(月)	第6回	6月27日(金)
- ◆講習会場 河内町保健センター（河内町長竿3693-2）
※但し、6月10日(火)の会場は、茨城県立健康プラザ（水戸市）です。
町の公用バスを利用します。
- ◆講習内容 講義…介護予防とリハビリテーションの推進、解剖理学、老人と病気、高齢者の食生活ほか
実技…いきいきヘルス体操、いきいきヘルスいっぱつ体操ほか
- ◆講習時間 午前10時～午後3時45分（1日5時間程度）※1回目と2回目は午前9時45分開講
- ◆受講料 無料（但し、交通費・昼食代は各自負担）
- ◆申込期限 平成26年5月15日(木)

「はっぴーらいふ♪教室」は無事終了しました

はっぴーらいふ教室は、リハビリの専門家である理学療法士の指導のもと、今回は『運動をして温かい体を作ろう』というテーマで全4回（2/5～2/26）の教室を開催しました。この教室では、椅子や床でのストレッチ体操・健康運動を学びました。教室終了後のアンケートでは、おなじみの「タオルストレッチ」の他、「グループエクササイズ」が人気でした。また参加者からは、「これからも続けて欲しい」とのご要望が多く、5月にも教室の開催を予定しています。



◆申込・問合せ先◆ 地域包括支援センター TEL 60-4071

俳句 かわち俳句会

- うたた寝の夢一寸や春の昼 若泉 栄治
- 生きている理由を木の芽にそっとときく 笠間 円
- 川の音聞いて柳の芽ぶきかな 杉原 利代
- 春めきて畑野に農夫の影動き 野田美智子
- 雑念は払えきれずに彼岸寺 田沼 和子
- 春シヨール少しときめく旅の空 川口 ふう
- 針ほどに尖らせ芹の根の白さ 寺田 節子
- 探梅や寂光の中一・二輪 石毛 節子
- まったりと時の過ぎゆく春の川 大野志げ子
- ほっこりと沼に春呼ぶ猫柳 橋爪 かん
- お日様やだんだんたれ目の雪だるま 遠藤 正雄
- 面影を羅漢に探す彼岸寺 田中 康夫

平成26年度 公民館サークルのご案内

☆お申し込み・お問い合わせは、講師または代表の方へ直接お願いします。

No.	サークル名	講師	申込先電話番号	実施日・時間	場所	受講料および教材費等	内容
1	茶道表千家	青野富美子	☎86-3912	第2土曜日 14:00~	改善センター 農事研究室	月1,500円	季節の移ろいを感じながら 茶道の基本を学びましょう
2	手芸 (手編み)	篠田 典子	☎86-2505	第3木曜日 19:00~	中央公民館 和室	月500円	手編み・パッチワーク等を基 礎から楽しく作りましょう
3	書道	神崎 和夫	☎86-2877	第1木曜日 13:00~	改善センター 農事研究室	月1,000円 程度	細字・かな文字・漢字 (書道誌を手本に)
4	すまいる 体操	鎌田八重子	☎090-6539-4217	毎週火曜日 20:00~	中央公民館 大会議室	月3,000円	成人女性の健康体操&リズ ムダンスです
5	かわち 太極拳	加藤 敏江	☎0478-72-3162 ☎090-4075-1740	毎週火曜日 13:30~	中央公民館 大会議室	月1,000円	ストレッチ・呼吸法・バラ ンス運動で健康寿命を延ばし ましょう!
6	河内俳句会	田中 康夫	☎62-2535	第1火曜日 10:00~	改善センター 農事研究室	年5,000円	月1回の例俳句会冊子「かわ ち俳壇」の発行吟行会の開催
7	パンフラワー	林 孝子	☎029-859-7066	第2・4水曜日 ①17:00~ ②19:00~	改善センター 農事研究室	月4,000円	樹脂粘土に油絵具をまぜて お花・アクセサリ・盆栽作 り一度体験してみませんか?
8	第二舞踊 クラブ	吉田 益江	☎84-3256	毎週水曜日 9:00~	中央公民館 大会議室	年3,500円	発表会にむけて、毎週いっ しょに楽しく踊りましょう
9	鶴輝華松会	土屋 松代	☎84-2010	第2・4水曜日 9:00~	改善センター 多目的ホール	月2,000円	民舞踊をご一緒に!
10	民謡クラブ	寺田 行雄	☎84-3370 (鴻巣)	第1・2・4 水曜日 13:00~	中央公民館 和室	月3,000円	民謡大会・地区コンクール 大会・河内町文化祭等へ参 加します
11	ヨガ	佐藤スミ恵	☎029-872-6278	毎週水曜日 19:30~	中央公民館 大会議室	月3,000円	ゆっくりとした動きで無理 なく肩こり・腰痛の改善に もなり、心と身体をコントロ ールしましょう
12	美味しい 料理教室	植竹恵美子	☎84-2530	第3水曜日 10:00~	中央公民館 調理室	年10,000円 (材料費込)	「今晚、何にしようかな?」 定番おかずも絶品メニューに 美味しくなるコツを教えます。
13	マジヨリ花 (押し花)	大塚 真理	☎84-2462	第2月曜日 19:30~	西共同 利用施設	月1,200円	押し花を使って、記念や思 い出の額を作成、アクセサリ 小物などを作ります
14	手編み	川島千恵子	☎090-7002-9050	第2・4火曜日 9:30~	改善センター 営農相談室	1回1,000円 (材料費別)	一目一目を大切に…好きな 作品を作りましょう
15	リトル チャチャ (社交ダンス)	村岡 昭子	☎029-872-3582 ☎090-8828-6016	毎週木曜日 13:00~	中央公民館 大会議室	月3,000円	ボール・ルームダンス運動 不足を解消しましょう
16	親子和太鼓 教室	上田 洋子	☎66-8067	第1土曜日 10:00~	改善センター 多目的ホール	太鼓使用料 月1,000円	子供から大人まで元気一杯 和太鼓にチャレンジしましょう
17	リボン アート フラワー	上田 洋子	☎66-8067	毎月2回	改善センター 農事研究室	月1,000円 (材料費別)	1年を通して季節感ある作 品作り初心者の方も簡単に できます
18	はがき絵 教室	北尾 君光	☎86-3859 (植田)	第4火曜日 13:30~	改善センター 農事研究室	月2,000円	はがきや色紙に郷土の草花・ 野菜をスケッチすることを 楽しみましょう
19	絵画 サークル	村上 高明	☎86-3677	第1土曜日 13:30~	改善センター 農事研究室	無 料	サークル活動を通じて、モ チーフを中心に絵画技術の 向上を計り、町文化祭への出 品・展示を行う
20	男子ごはん 2014	植竹恵美子	☎84-2530	第4日曜日 10:00~	中央公民館 調理室	年10,000円 (材料費込)	「初心者、大歓迎!」募集申 作って、食べて、楽しい時間、 春から始めてみませんか?
21	26ペン字 クラブ	高司 禎翠	☎029-841-8920	第2・3水曜日 10:00~	改善センター 農事研究室	月2,000円 程度	講師により、月2回の硬筆ペ ンおよび筆ペン課題を練成す
22	大人の ピアノ	久積和香子	☎090-6032-3461 (真仲)	第1火曜日 10:00~	改善センター 多目的ホール	月1,000円	大人の初心者向けピアノサ ークル♪好きな曲を練習して楽 しくピアノを弾きましょう♪
23	古典 音読講座	熊木 恒夫	☎84-2840	第3火曜日 10:00~	改善センター 農事研究室	1,470円 (教材費)	「和漢朗詠集」を1回で5~7 作品を音読して鑑賞する漢 詩については訓読を解説する

★受講資格 河内町在住または在勤の方 ★費用負担 教材費等については、受講生負担となります。

生涯学習のとびら

H26.vol.86

◆問合せ先◆ 教育委員会事務局生涯学習G(中央公民館内) TEL 84-2843

自己の充実・啓蒙や生活の向上のために、自発的に自分にあった方法で生涯を通じて行う学習…それが『生涯学習』です。
『生涯学習のとびら』では、定期的に生涯学習に関する情報(案内や結果など)を提供、お知らせしていきます。

生板スポーツ少年団、矢野道場田仲塾スポーツ少年団に優秀団表彰

3月2日(日)、「茨城県スポーツ少年団創設50周年記念式典」がホテルレイクビュー水戸で開催されました。
式典内で行われた創設50周年記念事業表彰において、当町の「生板スポーツ少年団 代表指導者:野澤良治氏」と「矢野道場 田仲塾スポーツ少年団 代表指導者:田仲茂明氏」が25年以上にわたり継続して活動している他の模範となる単位スポーツ少年団に贈られる優秀団表彰を受けました。

第1回

河内町 グラウンド・ゴルフ大会 参加者募集!!

昨年6月、体験会を実施したところ好評をいただいた「グラウンド・ゴルフ」の大会を開催します。体験会に参加できなかった方も出場できますので奮ってご参加ください!初心者の方も歓迎です!!仲間を誘って新しいスポーツにチャレンジしてみませんか!!

- ◆期 日◆ 平成26年4月19日(土) 開会式 午前9時から(午前8時30分受付開始)
- ◆場 所◆ 河内町総合グラウンド
- ◆参加資格◆ 町内に居住または勤務している方 ※小・中学生は保護者同伴で申し込みください。
- ◆参 加 費◆ 無料 ※クラブ等の用具に貸出あり
- ◆競技方法◆ 16ホールストロークプレー(標準コース8ホールを2周します。)
※日本グラウンド・ゴルフ協会ルール採用
※河内町グラウンド・ゴルフ大会特別ルール採用
- ◆募集人員◆ 40名(先着順) ※締め切りは4月13日当日申し込みまで
- ◆表 彰◆ 優勝、準優勝、第3位に賞状および商品を授与します。参加賞あり
- ◆そ の 他◆ 組合せやスタートホールは当日発表します。
大会の様子は、町広報や公式HP等で掲載する場合があります。
- ◆申込方法◆ 所定の参加申込書(申込用紙は中央公民館にあります。)に必要事項を記入して教育委員会生涯学習G(中央公民館)に提出してください。1組5名まで申し込みができます。



あいさつには“あい”がある! おはようから始めよう。~あいさつ声かけ運動~

今年度も、各種団体のご協力のもと「あいさつ・声かけ運動」を実施します。「あいさつ・声かけ運動」は、家庭、学校、地域で大人と子ども・大人同士・子ども同士のコミュニケーションを広げる運動です。まず、大人から子どもにあいさつ・声かけを始めてみましょう!

みんなのまど

4月 April

「家族を支える会」開催

家族の中に精神障害の当事者を持つ父母や兄弟が集まって、毎月1回「家族を支える会」を開催しています。「支える会」は家族や親族だけが参加できる会で、病気や福祉制度についての勉強のほか、安心して悩みを話し合い、多くの参考意見が聞ける場です。事前の申し込みは不要ですので、初めて参加される方も気軽にお立ち寄りください。

- ◆日時/場所
 - ・4月の月例会はお休み
 - ・平成26年5月10日(土) } 午後1時30分～3時30分
 - ・平成26年6月7日(土)

◆場所
龍ヶ崎市社会福祉協議会 大会議室
龍ヶ崎市馴柴町834-1 TEL62-5176

◆問合せ先
龍ヶ崎地方家族会(担当:長瀬) TEL090-5425-2236

「行政書士無料相談会」開催のお知らせ

- ◆日時 平成26年4月19日(土) 午後1時～4時
- ◆会場 稲敷市江戸崎公民館(パンプ隣)
- ◆内容
相続や遺言等に関すること/法人設立や営業許可等に関すること/農地法の許可に関すること/国、公有地の払下げ等に関すること/国籍や帰化、永住(就労)ビザ等に関すること ※事前予約は不要です。
- ◆問合せ先
茨城県行政書士会県南支部 TEL0299-26-2756

利根川を見守る河川愛護モニター募集

- ◆委嘱期間
平成26年7月1日～平成28年6月30日(予定)
- ◆応募資格
河内町内に在住する利根川に近い満20歳以上の方
- ◆活動内容
日常生活の範囲で知り得た利根川に関する情報を河川管理者へ連絡してください。
- ◆謝礼 実費程度(予定)
- ◆応募方法
応募用紙または官製はがきに次の事項を記入のうえ、応募先まで直接または郵送
①申込日・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・希望活動範囲 ②職業または所属する団体(NPO等に加入していればその団体名) ③自治体等の地域活動へ参加した経験 ④応募理由・川への思い ⑤河川愛護モニター経験の有無
- ◆応募期間
平成26年4月1日(火)～5月14日(水) 午後5時まで
※申し込みのあった方には、6月中に選考結果を送付します。
※詳しくは、利根川下流河川事務所のホームページ(<http://www.ktr.mlit.go.jp/tonege/>)か、利根川下流河川事務所金江津出張所で配付する公募要綱を確認してください。
◎応募者の個人情報、当目的以外には使用せず、終了後の処分は厳重に行います。
- ◆応募・問合せ先
〒300-1403 茨城県稲敷郡河内町金江津官堤
国土交通省 利根川下流河川事務所 金江津出張所
河川愛護モニター担当 TEL86-2002 FAX86-2377

平成26年度春

青年海外協力隊/シニア海外ボランティア 「体験談・説明会」

青年海外協力隊・シニア海外ボランティアの制度や内容について説明会を行います。
ボランティアには技術系・医療系・教育系・農業

系・スポーツ系など様々な職種があります。みなさんも、参加してみませんか。

【青年海外協力隊・シニア海外ボランティア】

- ◆日時 平成26年4月26日(土) 午後2時～4時
- ◆場所
つくばサイエンス・インフォメーションセンター 大会議室
つくば市吾妻1-10-1
- ◆参加費 無料(入退場自由)
- ◆問合せ先
JICA青年海外協力隊事務局 募集課
TEL03-5226-9813
E-mail jicavolunteer-boshu@jica.go.jp
HP <http://www.jica.go.jp/volunteer/>
〒289-1608 千葉県山武郡芝山町岩山111-3

土浦産業技術専門学院 講座の受講生募集

- ◆講座名 機械図面の読み方・描き方
- ◆内容 製図の基本と規約の理解
- ◆申込期間
平成26年4月7日(月)～5月2日(金) 期間内必着
- ◆定員 15名
- ◆日時
平成26年5月31日(土)、6月7日(土) 2日間
午前9時～午後4時
※本講座は実施予定であり、変更が生じた場合は受講決定者に通知します。
- ◆申込方法
往復はがきに ①講座名 ②氏名 ③住所 ④電話番号 ⑤年齢 ⑥職業(会社名)をご記入のうえ、5月2日までに当学院あて郵便。(1人1葉)または土浦産業学院ホームページから申し込みください。定員を超えた場合は、抽選による選考になります。抽選結果は返信はがきまたはメールで申込者に通知しますので、当選者は受講決定通知を受け取った後、本学院窓口で受講料を添えて申請をしていただきます。
- ◆受講料 2,980円(予定)
- ◆申込・問合せ先
茨城県立土浦産業技術専門学院
〒300-0849 土浦市中村西根番外50
TEL029-841-3551 FAX029-841-4465
HP <http://www.t-gakuin.ac.jp/>

航空科学博物館イベント情報 企画展示 成田空港飛来機展

- ◆期間 平成26年4月1日(火)～5月25日(日)
- ◆場所 航空科学博物館2階 展示室
- ◆費用 入館料のみ
- ◆内容
毎年恒例の企画展示です。2013年度1年間に成田空港に飛来した航空機の中から特別な塗装のものや初飛行のものなど興味深いものを写真や模型でご紹介します。
- ◆問合せ先
航空科学博物館 TEL0479-78-0557
〒289-1608 千葉県山武郡芝山町岩山111-3

「いばらきの教育自慢」 はじめました

県教育委員会ホームページで茨城の教育の魅力動画を動画とともに紹介。体力テストが2年連続全国1位の茨城県。「体力トップクラスの秘けつ」をぜひご覧ください!



いばらきの教育自慢 検索

4月の納税等

固定資産税(1期) | 納付期限は
介護保険料(1期) | 4月30日です。

お知らせ:納税等は、便利な口座振替をご利用ください。

町長の動静

3月の主な行事

- 3日 庁議
- 4日 町議会定例会(11日まで)
- 12日 中学校卒業式(金江津中学校)
- 高砂環境整備委員会と龍ヶ崎市および利根町との懇談会
- 16日 ベトナム社会主義共和国国家主席来
県歓迎会
- 17日 交通対策協議会
- 18日 心配ごと相談員委嘱書交付式
長寿スポーツまつり
- 19日 田沼多喜男生涯学習等基金審議会
小学校卒業式(生板小学校)
- 20日 社会福祉協議会理事会・評議員会
- 22日 認定こども園卒園式(かわち・かねえつ)
- 27日 成田国際空港騒音対策委員会
- 28日 シルバー人材センター理事会
- 29日 圏央道稲敷ICく神崎IC開通記念
稲敷東ICいなフェスティバルく絆
退職者辞令交付式
- 31日 退職・転出教職員辞令交付式

平成26年度 講演会開催のお知らせ

今年度より、高齢者を対象にした講演会を新たに開催します。
講演は二部構成で行われ、第一部には雑賀町長による「河内町の現状と将来について」を分かりやすく楽しくお話しします。また、第二部のシルバーリハビリ体操では、考案者でもあります太田仁史先生を講師に迎え、寝ていても、座っていても、できるような簡単な体操などを教えていただけます。みなさんふるってご参加ください。
なお、受講希望者は、申込制になります。

- ◆日時 平成26年5月22日(木)午前11時
- ◆会場 河内町農村環境改善センター
- ◆対象者 高齢者
- ◆申込方法
- ◆①長寿クラブおよびかわち寿大学の会員の方
個別に通知をします。記載されている申込方法により、申し込んでください。
- ◆②長寿クラブおよびかわち寿大学の会員以外の方
福祉課または、河内町社会福祉協議会へ直接申し込んでください。
- ◆申込期限 平成26年5月2日(金)

◆問合せ先
福祉課 社会福祉係 TEL 84-2111
河内町社会福祉協議会 TEL 84-2830 (内線176)